

## 特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項 (外貨建費目だけ)

**第1条** 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は、別に定める代金の確定に関する特約条項に基づく代金の確定時に、これを超える部分の実績額を補てんするため甲乙協議して、契約金額の範囲内において処理するものとする。

**第2条** 前条の規定による代金の確定は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに行うことを目途とする。

**第3条** 第1条の場合において、実績額の合計額が、特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は第1条の協議の結果を踏まえ所要の措置をとるものとする。